

防衛省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画

令和 7 年 1 2 月 2 2 日
地球温暖化対策実行計画
推進・点検委員会決定

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和 7 年 2 月 1 8 日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）に基づき、防衛省が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

なお、本計画における用語の定義は、政府実行計画による。

また、「防衛省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和 7 年 7 月 4 日地球温暖化対策実行計画推進・点検委員会決定）は、廃止する。

記

I. 対象となる事務及び事業

本計画は、原則として、防衛省が行う全ての事務及び事業を対象とする。ただし、政府実行計画に示されているとおり、自衛隊の防衛装備品の運用に伴い排出される温室効果ガスについては対象外とするが、国の安全確保や部隊の練度維持に支障を来さない範囲において、削減努力を行うこととする。

II. 対象期間等

本計画は、2040年度までの期間を対象とする。

III. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、防衛省の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減、2035年度までに65%削減、2040年度までに79%削減することを目標とする。

この目標は、防衛省の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、適切に見直すこととする。

なお、防衛省の防衛装備品以外の研究等に用いる船舶・航空機の使用に伴う排出については、上記の削減目標の対象外とする。これらの活動からの排出量削減に向けては、実行可能な削減対策に率先して取り組むとともに、排出量の把握を行い取組の進捗状況を点検することとする。

IV. 個別対策に関する目標

1. 太陽光発電の導入

2030年度には、設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備が設置され、2040年度には100%設置されることを目指す。ただし、自衛

隊施設においては、「防衛省における太陽光発電の導入に関する整備計画」（令和6年3月29日。以下「整備計画」という。）及び「自衛隊施設における太陽光発電設備の整備方針について」（防整施（事）第173号。7. 3. 28。以下「整備方針」という。）に基づくものとする。

2. 新築建築物のZEB化

低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ、今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready 相当となることを目指す。

また、今後改修時期を迎える既存建築物についても、ZEB Oriented 相当以上となることを目指し、計画的に設備改修に取り組むこととする。さらに、2030年度以降については、建築物の特性や技術開発状況等を踏まえつつ、更に高い省エネルギー性能を目指す。

3. 電動車の導入

防衛省の防衛装備品以外の公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については、全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。現時点では代替可能な電動車がない場合であっても、対象期間内に新たな技術が実装され、代替可能となった場合には電動車とする。

4. LED照明の導入

既存設備を含めた防衛省のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。

5. 再生可能エネルギー等の脱炭素電源由来の電力調達

2030年度までに防衛省で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。

※ なお、2030年度以降について、再生可能エネルギー電力を60%以上調達した上で、2040年度においては、民間部門の脱炭素電源の調達状況を考慮しつつ、調達する電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、調達する電力の排出係数の低減に継続的に取り組む。

V. 措置の内容

政府実行計画に定める各措置を実施することとし、特に次の取組を重点的に実施する。なお、取組を実施するために有効な具体的、細目的な措置及び技術的支援の在り方並びに効果的な取組に関する情報提供等について、公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議において決定・提示があった場合には、それを考慮することとする。

1. 再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組

(1) 太陽光発電の最大限の導入

整備計画及び整備方針に基づき、Ⅳに示す目標の達成に向け、以下ア及びイを考慮しつつ、計画的な整備を進める。

ア 自衛隊施設においては、整備計画及び整備方針に基づき、当該自衛隊施設全体として必要となる電力量の確保に要する発電規模に応じた太陽光設備の整備を基本とする。

整備に当たっては、必要に応じ、P P Aモデルの活用も検討する。

また、導入に当たっては、リサイクル可能性を考慮する。さらに、導入した太陽光発電設備を廃棄する際には、リユース、リサイクルを優先し、その上で、リサイクルできないものについては適正な処理を行う。

イ 取組の進捗状況等を踏まえ、随時整備計画の見直しを行う。

(2) ペロブスカイト太陽電池の率先導入

今後、社会実装のフェーズに入るペロブスカイト太陽電池は、従来型の太陽電池では設置が困難な耐荷重性の低い屋根や建物の壁面等への導入が可能となることから、防衛省が保有する建築物等への導入を率先して進める。なお、具体的な導入目標等について、社会実装の状況（生産体制、施工方法の確立等）を踏まえながら検討していく。また、整備方針に基づき、ペロブスカイト太陽電池を始めとする次世代型太陽電池について、防衛省においても、政府が主導する官民の連携による社会実装に向けた取組に積極的に協力するものとする。

(3) 蓄電池・再生可能エネルギー熱の活用

ア 太陽光発電の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池を積極的に導入する。

イ 建築物の規模、構造等の制約を考慮しつつ、防衛省の保有する建築物に地中熱、太陽熱、バイオマス熱、雪氷熱等の再生可能エネルギー熱を使用する冷暖房設備や給湯設備等を可能な限り導入する。

2. 建築物の建築、管理等に当たっての取組

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

ア 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に配慮したものとして運用することができるよう、設備、機器等を選択、整備する。

イ 断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、窓のひさしやブラインドシャッターの導入など、断熱性能の向上に努める。

また、増改築時にも省エネ性能向上のための措置を講ずるものとし、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に定める省エネ基準に適合する省エネ性能向上のための措置を講ずるものとする。加えて、建具や設備の改修を含む大規模改修を実施する場合は、Z E B 0 r i e n t e d 相当以上の性能を満たすことが可能な建築物においては、当該性能を積極的に満たすも

- のとし、計画的に取り組むこととする。また、内装改修や単一の設備更新のみを予定しているような場合でも、省エネ性能向上のための措置を可能な限り実施するなど、計画的な省エネ改修の取組を推進する。
- ウ 高効率空調機を可能な限り幅広く導入するなど、温室効果ガスの排出の少ない設備の導入を図る。
- エ 機器の効率的な運用に資するため、温度センサーや空調の効率低下を防ぐための室外機への遮光ネットなどの導入を図る。
- オ 業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器について、冷却性能の低下などの異常の認められる段階に至る前に早期に冷媒の漏えいを発見することによって、余分な電力消費や温室効果ガス排出を削減するため、常時監視システムの率先的な導入を検討する。
- カ 適切な室温管理に当たり、以下の取組を行う。
- (ア) 気象状況等を考慮し、空調の設定温度にこだわることなく、庁舎内における適切な室温管理を図る。
- (イ) コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適切な運用に努める。
- キ エレベーターの運転の高度制御、高効率LED照明の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じて検討し、整備を進める。
- ク 屋外照明器具の設置に当たっては、上方光束が小さく省エネルギー性の高い適切な照明機器を選定する。
- ケ 最大使用電力を設定し、使用電力に応じて警報の発報や一部電力の遮断（部隊運用や防災上必要な部分を除く。）などを行う電力のデマンド監視装置等の導入を図る。
- コ 損失の少ない受電用変圧器の使用を促進する等設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。
- サ 定格出力が大きく負荷の変動がある動力装置について、インバータ装置の導入を図る。
- シ 建築物の規模・用途等を踏まえ、省エネルギーに資する燃料電池やコージェネレーションの積極的な導入を検討する。
- ス 燃料を使用する設備については、燃料使用量の継続的な削減を進めるとともに、脱炭素化された電力による電化やカーボンニュートラルな燃料への転換等を進める。特に、基地等における燃料を使用する主要な設備であるボイラーを段階的に廃止し、施設の電化やガス化を推進し、燃料の使用量削減に努める。設備の脱炭素化にあたっては、事業継続計画（BCP）、地域特性、技術動向も踏まえて検討する。
- セ 省エネルギー診断の実施に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）の基本方針及び以下の方針に基づき進める。
- (ア) 自衛隊施設における積極的な省エネルギー診断の実施に努める。
- (イ) すでに省エネルギー診断を実施済みの施設については、診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行うとともに、そこで得られた知見を、

施設の規模や用途が類似している他の施設に横展開し、更なる省エネルギーに向けた取組を行うこととする。

(ウ) 施設・機器等の更新時期を踏まえ、高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画し、実施する。

(エ) 省エネルギー診断を実施した結果は、防衛省のホームページで公表する等の方法により、情報公開を図る。

ソ エネルギー管理の徹底を図るため、以下の方針に基づき、ビルのエネルギー管理システム（BEMS）を導入する。

(ア) 小規模庁舎に比べて削減ポテンシャルが高いと考えられる大規模な庁舎から順次BEMSを導入することとする。

(イ) 5万㎡未満の庁舎への導入についても、温室効果ガス排出削減対策・省エネルギー対策を進める観点から、積極的な導入を推奨するが、導入に当たっては、経済合理性に配慮し、柔軟に判断する。

(2) 建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施

建築物の運用時に加え、以下の取組を進め、建築物の資材製造から解体（廃棄段階を含む）に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出の削減に努める。

ア 建設資材については、再生されたもの又は再生できるものを可能な限り使用するとともに、コンクリート塊や廃ガラス等の建築廃材やスラグを路盤材、タイル等の原材料の一部として再生利用を図る。また、支障のない限り混合セメントの利用に努める。

イ 建設廃棄物の抑制を図るため、以下の取組を行う。また、建設廃棄物処理指針（平成22年度版）に基づき、建設廃棄物等の発生抑制、再生利用について仕様書等に明示するよう努め、建設業者による建設廃棄物等の適正処理のみならず、発生抑制、再生利用促進による焼却量低減を促す。

(ア) 建設業に係る指定副産物の再生利用や新規用途の開発を促進する。

(イ) 建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認する。

ウ 雨水利用・排水再利用設備等の活用により、水の有効利用を図るため、以下の取組を行う。

(ア) 建築物等における雨水の適切な利用が可能な場合は、雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。

(イ) 建築物から排出される排水の適切な再利用が可能な場合は、排水再利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。

(ウ) 節水トイレ、感知式の洗浄弁、自動水栓など節水に有効な器具などを設置し、また、排水再利用・雨水利用設備等の日常の管理の徹底を図る。

エ 「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）に基づき、防衛省が定める木材の利用の促進のための計画に従い、建築物における木材の利用の推進を図る。また、高層・低層に関わらず、国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進するものとする。

また、グリーン購入法の基本方針に基づき、合法性が証明された木材又は間伐材での木造化及び内装等の木質化に取り組むものとする。

オ 安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、ハイドロフルオロカーボン（HFC）を使用しない建設資材の利用を促進する。

カ 建築物の建築等に当たってはエネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう発注者として促すとともに、出入車輛から排出される温室効果ガスの削減を発注者として促す。

キ 建築物の建築等に当たってはエネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう発注者として促すとともに、出入車輛から排出される温室効果ガスの削減を発注者として促す。

(ア) 庁舎等の敷地に植栽を施し、緑化を推進するとともに、保水性舗装を整備し、適切な散水の実施に努める。

(イ) 敷地内の環境の適正な維持管理の推進のため、所管地に生育する樹木の剪定した枝や落葉等は、再生利用に努め、廃棄物としての排出の削減を図る。

ク 建築工事の設計者を選定する際、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）の基本方針に基づき、温室効果ガスの排出削減技術やノウハウに秀でた者であるかどうかを考慮するなど、技術的能力の審査に基づく選定方法を採用し、環境への配慮を重視した企画の提案などの採用を進める。

ケ 業務用エアコンの冷媒に用いられているHFCについて、機器使用時の冷媒の漏えいを監視するとともに、機器廃棄時にHFCを適切に回収する。

(3) 新しい技術の率先的導入など2050年ネット・ゼロを見据えた取組

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出削減効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率先的導入に努めるなど、脱炭素化に向けた取組について具体的に検討し、計画的に取り組む。

3. 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

(1) 電動車の導入

ア 新規導入・更新には、リースやレンタルなど、自らが所有者とならない場合も含むこととし、シェアリングの活用も検討する。

イ 防衛装備品以外の公用車の買換え等に当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。

ウ 防衛装備品以外の公用車の効率的利用等に当たり、次の取組を行う。

(ア) 公用車一台ごとや燃料設備ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行うとともに、使用実態を精査し、公用車台数の見直しを行い、その削減を図る。

(イ) アイドリング・ストップ装置の活用などにより、待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。

- (ウ) 3メディア対応型の道路交通情報通信システム（VICS）対応車載器を積極的に活用する。
- (エ) タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備を実施する。

(2) LED照明の導入

- ア LED照明の導入に当たっては、原則として、調光システムを合わせて導入し、適切な照度調整を行うとともに、必要な照明のみ点灯することでエネルギー使用量の抑制を図る。
- イ 照明の使用に当たっては、点灯時間の縮減や適切な照度調整により節電を徹底する。特に、昼休みは業務上支障がある場合を除き消灯を徹底し、業務上必要最小限の範囲で点灯する。

(3) 再生可能エネルギー等の脱炭素電源由来の電力調達の推進

- ア 電力調達に際しては、環境配慮契約法の基本方針に基づき、温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者の選択を図る。
- イ 再生可能エネルギー電力の調達に当たっては、必要に応じて複数施設の電力契約を共同で実施する共同調達をはじめとした調達手法の工夫についても検討し、また、再生可能エネルギー電力の需給バランスなど、電力市場の動向も考慮する。また、長期的には、追加性を意識し再エネ導入量の増加に寄与する電力調達の方法を検討する。

(4) 省エネルギー型機器の導入等

- ア パソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものについては廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、省エネルギー型のものを選択する。また、これらの機器等の新規購入に当たっても同様とする。
- イ 機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図るとともに、機器の使用時間を縮減するなどによる節電を徹底する。特に、昼休みは業務上支障がある場合を除きシャットダウンを徹底する。

(5) GX製品の率先調達

電動車以外のGX製品についても率先調達に努める。

(6) その他

ア 自動車利用の抑制等

- (ア) Web会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努める。
- (イ) 通勤時や業務時の移動において、極力、鉄道、バス等公共交通機関を利用する。特に震ヶ関地域においては、警備上・業務上支障がある場合を除き、移動時の公用車の使用を控え、徒歩、自転車又は公共交通機関によるものとする。
 - ・ 警備上支障のある場合

例：大臣車、次官車、その他警備上特別の配慮を必要とする車両

- ・ 業務上支障のある場合

例：緊急業務、外国政府関係者の接受、その他公用車の使用が特にやむを得ないと認められる場合

- (ウ) タクシー券の適切な管理を一層徹底し、不要不急のタクシー利用を行わないこととし、タクシーを利用する場合は、電動車の優先利用を図る。
- (エ) 来庁者に対しても低公害車の優先利用、自動車の利用の抑制や効率化を呼びかける。

イ 節水機器等の導入等

現に使用している水多消費型の機器の廃止又は買換えを計画的に進め、買換えに当たっては、節水型等のものを選択する。また、これらの機器の新規の購入に当たっても同様とする。

ウ リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達

- (ア) 物品の調達に当たっては、再生素材や再生可能資源等を用いた製品を積極的に購入する。
- (イ) その事務として、容器包装を利用する場合にあっては、簡略なものとし、当該容器包装の再使用を図る。
- (ウ) 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。
- (エ) 弁当及び飲料容器について、リターナブル容器で販売されるものの購入を進めるとともに、適正な回収ルートを設け、再使用を促す。
- (オ) プラスチック製の物品の調達に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和３年法律第６０号）に則り、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を調達する。

エ 用紙類の使用量の削減

- (ア) 書類の電子化や電子決裁の徹底により、ペーパーレス化を一層推進する。
- (イ) 防衛省の内部で使用する資料に加え、閣議、審議会等の政府関係の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても、ペーパーレス化を進めるとともに、やむを得ず用紙を使用する場合は、両面印刷・両面コピーを徹底するとともに、簡素化・規格の統一化を進め、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。
- (ウ) 不要となった用紙類（ミスコピー、使用済文書、使用済み封筒等）については、再使用や再生利用を徹底する。特に、裏紙使用が可能な場合は、裏紙使用を徹底する。
- (エ) コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、部局単位など適切な単位で把握・管理し、使用量の見える化を図ることで、削減を推進する。
- (オ) F A Xは、その他の媒体でのやりとりが困難である場合を除き、原則として使用しないこととする。

オ 再生紙の使用等

- (ア) 購入し、使用するコピー用紙、トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙とすることを徹底する。
- (イ) 印刷物については、再生紙を使用するものとする。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合においては、市中回収古紙を含む再生紙の使用拡大が図られるような配慮を行う。

カ 合法木材、再生品等の活用

- (ア) 購入し、使用する文具類、機器類、制服・作業服等の物品について、再生材料から作られたものを使用する。
- (イ) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）等に基づき合法性が確認された木材又は間伐材等の木材や再生材料等から作られた製品を使用する。
- (ウ) 初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用する。

キ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

- (ア) 庁舎内の自動販売機を、エネルギー消費が少なく、また、オゾン層破壊物質及びHFCを使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネルギー型機器への変更を促すとともに、使用実態を精査し、設置台数の減少など適正な配置を促す。
- (イ) コンビニエンスストアなど庁舎内の売店等における営業時間の短縮など省エネルギー化を促す。

ク フロン類の排出の抑制

- (ア) 業務用ヒートポンプ給湯器、食堂などで使用される業務用冷蔵庫、路面の融雪設備などについて、自然冷媒などの低GWP冷媒を使用する製品を率先して導入する。また、コンビニエンスストアなどの庁舎内の売店における冷凍・冷蔵ショーケースなどについても、同様の製品を導入するよう促す。
- (イ) 施工不良を原因とする冷媒漏えいを確実に防止するため、コンビニエンスストアなどの庁舎内のテナントを含めて冷媒にHFCを使用する業務用冷蔵冷凍機器・業務用エアコンの設置時には、冷媒配管について気密試験を実施する。
- (ウ) 業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器の管理に当たっては、保有機器リストを作成のうえ、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に基づいて、機器の点検や点検記録等の保存を行う。点検記録等の保存に当たっては、冷媒管理システム（RAMS）または民間が提供する同等のシステムを活用するなど、電子化に取り組むよう努める。
- (エ) 冷媒にHFCを使用する業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器の廃棄時には、機器の撤去を委託した外部業者と調整して機器内の冷媒回収に必要な作業環境・作業時間を十分に確保の上、同法の基準に則って冷媒回収を徹底する。
- (オ) 庁舎や研修施設などにおいて、家庭用エアコンとして製造・販売されている

製品を使用・廃棄する場合には、当該製品が特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）の適用対象となることを踏まえて、同法にのっとり適切な回収が確実になされるように処理する。具体的には、買換え後の新しい製品を購入する小売業者などに廃棄する古い製品の引取りを依頼して、特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写しの交付を受ける。

ケ 電気機械器具からの六ふっ化硫黄（S F 6）の回収・破壊等

庁舎等の電気機械器具については、廃棄、整備するに当たって極力S F 6の回収・破壊、漏洩の防止を行うよう努める。

コ CO2吸収型コンクリートの活用

CO2吸収型コンクリートについて、率先調達に努める。

4. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

(1) 廃棄物の3 R + Renewable

ア 庁舎等から排出されるプラスチックごみについては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に則り、率先して排出の抑制、リサイクルを実施し、リサイクルを実施することができない場合には、原則熱回収を実施する。また、庁舎等で使用するプラスチック使用製品については、再生素材や再生可能資源等への切替えに努める。

イ 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。

ウ ワンウェイ（使い捨て）製品の使用や購入の抑制を図る。

エ プラスチックごみの汚れを洗浄した上で分別し、適切なリサイクル事業者に引き渡す。

オ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。

カ 食べ残し、食品残渣などの有機物質について、原則再生利用や熱回収を行う。

キ 食ロス削減に関する職員への啓発や災害用備蓄食料のフードバンク等への寄附等の取組を積極的に行う。

ク 会議運営の庶務を外部事業者に委託する場合には、グリーン購入法の基本方針に基づき、飲料提供にワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しない。

(2) 森林の整備・保全の推進

植林、保育、間伐等森林の整備や管理・保全の適切な推進を図る。

(3) 防衛省主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

ア 防衛省が主催するイベントの実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励、J-クレジット等を活用したカーボン・オフセットの実施、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用するなど、温室効果ガスの削減に資する取組を徹底して行う。

イ 防衛省が後援等をする民間のイベントについても、上記①に掲げられた取組が行われるよう促す。

(4) 防衛省の事務・事業における Scope 3 排出量への配慮

廃棄物処分量の低減、通勤時における公共交通機関の活用、よりカーボンフットプリント（C F P）の低いオフィス製品の購入といった取組を進め、Scope 3 排出量の低減を目指す。

5. ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

(1) ワークライフバランスの確保

ア 計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減を図る。水曜日の定時退庁の一層の徹底を図るため、水曜日の午後 5 時以降は、業務上やむを得ない場合を除き、原則として、会議の開催、協議文書の協議等を実施しないこととする。

イ 事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化の一層の徹底を図る。

ウ テレワークの推進や W e b 会議システムの活用等により、多様な働き方を推進する。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

ア 地球温暖化対策に関する研修を計画的に推進する。

イ 庁内誌、パンフレット、庁内 L A N 等により、再生紙等の名刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。

ウ 地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。

(3) 「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）を通じた職員に対する脱炭素型ライフスタイルの奨励

「デコ活宣言」を実施している省として、職員に、内窓の設置等による持ち家の断熱化や省エネ性能の高い賃貸物件の選択、太陽光発電や電動車の導入を始めとするデコ活アクションの実践など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

VI. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

本計画の実施状況については、地方協力局環境政策課がとりまとめを行い、地球温暖化対策実行計画推進・点検委員会において評価・点検を行うものとする。また、評価・点検結果については、ホームページを通じ公表する。

VII. 独立行政法人等における計画策定等に関する取組

防衛省が所管する独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構に対して、政府実行計画に準じた計画策定及びそれに基づく取組を促すこととする。また、これらの法人において計画を策定していない場合にはその理由を把握するよう努める。

なお、本取組の点検については、Ⅵの実施状況の点検を通じて行う。

VIII. 組織・施設ごとの温室効果ガス排出削減計画

排出削減計画は、まず2030年度に向けた計画を定めることとし、それ以降については、取組の進捗状況や排出削減技術の利用可能性等の状況を踏まえ、適切な時期に削減目標と整合する排出削減計画を定める。

【総括表 防衛省全体】

防衛省温室効果ガス削減計画					
	単位	2013年度	2023年度	2030年度	2013年度比較
公用車燃料	kg-CO2	8,913,212	7,264,421	6,260,907	-29.8%
施設の電気使用	kg-CO2	630,079,154	534,769,915	129,738,359	-79.4%
（電気使用量）	kWh	1,208,230,185	1,289,314,413	1,297,383,582	7.4%
（排出係数）	kg-CO2/kWh	0.521	0.415	0.100	-0.421
施設の燃料使用	kg-CO2	612,877,611	603,376,615	456,648,614	-25.5%
その他	kg-CO2	14,230,399	15,211,041	10,448,755	-26.6%
合計	kg-CO2	1,266,100,376	1,160,621,992	603,096,635	-52.4%

防衛省温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	2023年度	2030年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	※ (25件)	※
代替可能な公用車に占める電動車の割合	%	26	100
LED照明の導入割合	%	32	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	14	60

・電気使用に由来する温室効果ガスの算定にあたっては、調整後排出係数を使用。

※全国の駐屯地・基地等を対象に、自衛隊施設の集約・建替え等、既存施設の更新に係る計画（マスタープラン）を作成し、計画ができたものから順次検討を進める。

【本省】

防衛省内部部局温室効果ガス削減計画

	単位	2013年度	2023年度	2030年度	2013年度比較
公用車燃料	kg-CO2	138,711	87,128	72,027	-48.1%
施設の電気使用	kg-CO2	23,450,472	34,373,877	5,153,066	-78.0%
（電気使用量）	kWh	57,759,784	78,479,171	51,530,660	-10.8%
（排出係数）	kg-CO2/ kWh	0.406	0.438	0.100	-0.306
施設の燃料使用	kg-CO2	13,447,539	10,463,773	8,831,058	-34.3%
その他	kg-CO2	344,932	0	445,973	29.3%
合計	kg-CO2	37,381,654	44,924,778	14,502,124	-61.2%

防衛省内部部局温室効果ガス削減計画

	単位	2023年度	2030年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	※	※
代替可能な公用車に占める電動車の割合	%	97	100
LED照明の導入割合	%	56%	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	0	60

・電気使用に由来する温室効果ガスの算定にあたっては、調整後排出係数を使用。

※全国の駐屯地・基地等を対象に、自衛隊施設の集約・建替え等、既存施設の更新に係る計画（マスタープラン）を作成し、計画ができたものから順次検討を進める。

○主な削減対策と削減効果

- ① LED照明の導入
- ② 省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ③ 温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用
- ④ 次世代自動車の導入と公用車台数の見直し
- ⑤ 共用部の照明間引き

○推進体制

- ① 公用車燃料については、物品管理官である大臣官房会計課会計管理官を総括実施責任者とし、対策の徹底を図るため大臣官房会計課車庫長を対策の実施責任者とする。
- ② 市ヶ谷地区の施設のエネルギー使用については、大臣官房会計課が削減計画を推進する。
- ③ 庁舎管理者である大臣官房会計課長を総括実施責任者とし、対策の徹底を図るため、市ヶ谷地区所在各幕僚監部及び各機関の担当課長等を対策の実施責任者とする。
- ④ 大臣官房会計課（庁舎管理室）においては、毎月、電力、ガス等の使用量を基に、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、総括実施責任者に報告するとともに、実施責任者に通知するものとする。

- ⑤ 総括実施責任者においては、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、実施責任者にソフト対策の強化を指示する。

【地方支分局等】

防衛大学校温室効果ガス削減計画

	単位	2013年度	2023年度	2030年度	2013年度比較
公用車燃料	kg-CO2	19,219	64,045	20,243	5.3%
施設の電気使用	kg-CO2	3,911,299	6,555,881	943,531	-75.9%
（電気使用量）	kWh	9,633,742	13,434,182	9,435,313	-2.1%
（排出係数）	kg-CO2/ kWh	0.406	0.488	0.100	-0.306
施設の燃料使用	kg-CO2	3,216,545	5,188,719	2,571,792	-20.0%
その他	kg-CO2	0	0	0	—
合計	kg-CO2	7,147,063	11,808,644	3,535,566	-50.5%

防衛大学校温室効果ガス削減計画

	単位	2023年度	2030年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	※	※
代替可能な公用車に占める電動車の割合	%	24	100
LED照明の導入割合	%	39%	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	0	60

※全国の駐屯地・基地等を対象に、自衛隊施設の集約・建替え等、既存施設の更新に係る計画（マスタープラン）を作成し、計画ができたものから順次検討を進める。

○主な削減対策と削減効果

- ① LED照明の導入
- ② 公用車の効率的運行やエコドライブの徹底
- ③ 各庁舎における空調の省エネ運転
- ④ 次世代自動車の導入と公用車台数の見直し
- ⑤ 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

- ① 総務部長及び各部等の課長等で構成される点検部会において、実行計画の推進及び実施状況の点検を行う。
- ② 総務部管理施設課において、毎月、電力・ガス等の使用量を基に、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、部会に報告するとともに、校内ホームページで公表する。
- ③ 点検部会は目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各部等にソフト対策の強化を指示する。

【地方支分局等】

防衛医科大学校温室効果ガス削減計画

	単位	2013年度	2023年度	2030年度	2013年度比較
公用車燃料	kg-CO2	24,064	15,574	20,433	-15.1%
施設の電気使用	kg-CO2	10,642,959	14,582,257	2,676,416	-74.9%
（電気使用量）	kWh	26,214,185	33,292,824	26,764,160	2.1%
（排出係数）	kg-CO2/ kWh	0.406	0.438	0.100	-0.306
施設の燃料使用	kg-CO2	10,519,127	8,880,272	9,216,035	-12.4%
その他	kg-CO2	16,443	310	355,570	2062.4%
合計	kg-CO2	21,202,593	23,478,413	12,268,454	-42.1%

防衛医科大学校温室効果ガス削減計画

	単位	2023年度	2030年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	※	※
代替可能な公用車に占める電動車の割合	%	40	100
LED照明の導入割合	%	29%	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	0	60

※全国の駐屯地・基地等を対象に、自衛隊施設の集約・建替え等、既存施設の更新に係る計画（マスタープラン）を作成し、計画ができたものから順次検討を進める。

○主な削減対策と削減効果

- ① 各種機器をセンサー対応型化
- ② 空調機器等の省エネ運転を継続的に実施
- ③ 共用部の照明間引き、昼休み時間の執務室消灯
- ④ LED照明の導入
- ⑤ 燃料使用の削減（ハイブリット車への更新、アイドリングストップの徹底、カーナビゲーションの活用による効率的な運行の徹底）

○推進体制

- ① 校内各種会議等において定期的に現況報告等を実施し、現状認識させるとともに、徹底事項の確認指導を行う。
- ② 校内各部署ごとに点検委員補助者を設け、責任意識を高揚させるとともに、削減対策の実効性を向上させる。
- ③ 実行計画各項目担当部署における現況把握、施策等の見直し等を実施し効果的な推進を図る。

【地方支分部局等】

防衛研究所温室効果ガス削減計画

	単位	2013年度	2023年度	2030年度	2013年度比較
公用車燃料	kg-CO2	10,857	4,625	5,429	-50.0%
施設の電気使用	kg-CO2	防衛省防衛省内部部局に含む			
（電気使用量）	kWh				
（排出係数）	kg-CO2/ kWh				
施設の燃料使用	kg-CO2				
その他	kg-CO2				
合計	kg-CO2	10,857	4,625	5,429	-50.0%

防衛研究所温室効果ガス削減計画

	単位	2023年度	2030年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	防衛省防衛省内部部局に含む	
代替可能な公用車に占める電動車の割合	%	75	100
LED照明の導入割合	%	防衛省防衛省内部部局に含む	
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%		

○主な削減対策と削減効果

- ① 次世代自動車の導入と公用車台数の見直し
- ② 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進
- ③ 各庁舎における空調の省エネ運転
- ④ 温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用
- ⑤ 共用部の照明間引き、昼休み時間の執務室消灯

○推進体制

- ① 大臣官房会計課庁舎管理室と連携を図るとともに、企画部総務課長を中心とした推進体制の下、削減を達成する。
- ② 公用車燃料を効率的に使用するため、補佐会議等の場を活用し、相乗り運行の周知を図る。

【地方支分部局等】

統合幕僚監部温室効果ガス削減計画

	単位	2013年度	2023年度	2030年度	2013年度比較
公用車燃料	kg-CO2	64,742	61,293	30,493	-52.9%
施設の電気使用	kg-CO2	防衛省防衛省内部部局に含む			
（電気使用量）	kWh				
（排出係数）	kg-CO2/ kWh				
施設の燃料使用	kg-CO2				
その他	kg-CO2				
合計	kg-CO2	64,742	61,293	30,493	-52.9%

統合幕僚監部温室効果ガス削減計画

	単位	2023年度	2030年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	防衛省防衛省内部部局に含む	
代替可能な公用車に占める電動車の割合	%	43	100
LED照明の導入割合	%	防衛省防衛省内部部局に含む	
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%		

○主な削減対策と削減効果

- ① 車両の定期的な点検・整備の励行等及びエコドライブの徹底等による公用車の効率的利用
- ② 次世代自動車の導入及び公用車台数の見直し
- ③ 温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は、統合幕僚監部総務部総務課長とし、各課長等に協力を依頼する。
- ② 実施責任者は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、各課長等に協力強化を依頼するとともに、乗車者及び運転手に対策を徹底する。

【地方支分部局等】

陸上自衛隊温室効果ガス削減計画

	単位	2013年度	2023年度	2030年度	2013年度比較
公用車燃料	kg-CO2	5,109,975	3,844,819	3,075,141	-39.8%
施設の電気使用	kg-CO2	234,101,903	193,424,440	29,865,476	-87.2%
（電気使用量）	kWh	440,039,427	478,214,233	298,654,759	-32.1%
（排出係数）	kg-CO2/ kWh	0.532	0.404	0.100	-0.432
施設の燃料使用	kg-CO2	342,628,813	343,380,119	256,971,610	-25.0%
その他	kg-CO2	298,219	794,143	794,143	166.3%
合計	kg-CO2	582,138,910	541,443,521	290,706,370	-50.1%

陸上自衛隊温室効果ガス削減計画

	単位	2023年度	2030年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	※	※
代替可能な公用車に占める電動車の割合	%	22	100
LED照明の導入割合	%	32%	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	18	60

※全国の駐屯地・基地等を対象に、自衛隊施設の集約・建替え等、既存施設の更新に係る計画（マスタープラン）を作成し、計画ができたものから順次検討を進める。

○主な削減対策と削減効果

- ① LED照明の導入
- ② 省エネルギー診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ③ 温室効果ガスの排出の相対的に少ない再生可能エネルギー電力の使用
- ④ 庁舎内における空調機の適正運転及び管理
- ⑤ 昼休み及び夜間の業務上必要範囲外の消灯

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は、陸上幕僚監部防衛部施設課長とする。
- ② 実施責任者は、毎年、陸上自衛隊全体の温室効果ガス排出量及び目標達成状況を関係各課と連携して把握し、各部隊等に対して情報提供をするとともに、対策の推進に必要な処置について指示又は協力を依頼する。

【地方支分部局等】

海上自衛隊温室効果ガス削減計画

	単位	2013年度	2023年度	2030年度	2013年度比較
公用車燃料	kg-CO2	1,243,276	1,253,988	1,233,380	-0.8%
施設の電気使用	kg-CO2	120,713,196	94,780,346	21,463,716	-82.2%
（電気使用量）	kWh	231,324,930	216,359,316	214,637,161	-7.2%
（排出係数）	kg-CO2/ kWh	0.522	0.438	0.100	-0.422
施設の燃料使用	kg-CO2	77,015,819	76,471,642	75,862,950	-1.5%
その他	kg-CO2	216,836	1,042,820	1,034,519	377.1%
合計	kg-CO2	199,189,127	173,548,796	99,594,565	-50.0%

海上自衛隊温室効果ガス削減計画

	単位	2023年度	2030年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	※	※
代替可能な公用車に占める電動車の割合	%	28	100
LED照明の導入割合	%	24%	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	6	60

※全国の駐屯地・基地等を対象に、自衛隊施設の集約・建替え等、既存施設の更新に係る計画（マスタープラン）を作成し、計画ができたものから順次検討を進める。

○主な削減対策と削減効果

- ① LED照明の導入
- ② 公用車の効率的利用及び電動車の導入
- ③ 空調機使用時の適正な温度管理及び運転
- ④ 省エネルギー型OA機器、家電製品の導入と機器の省エネルギーモード設定の実施
- ⑤ 地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の奨励

○推進体制

海上幕僚監部防衛部施設課長を中心とし、関連通達を踏まえ、海上幕僚監部内関係各課等及び部隊と連携を図り、実行計画を推進する。

【地方支分部局等】

航空自衛隊温室効果ガス削減計画

	単位	2013年度	2023年度	2030年度	2013年度比較
公用車燃料	kg-CO2	1,454,228	1,156,485	1,175,872	-19.1%
施設の電気使用	kg-CO2	147,535,885	117,572,645	56,382,686	-61.8%
（電気使用量）	kWh	290,137,630	291,706,684	563,826,860	94.3%
（排出係数）	kg-CO2/ kWh	0.509	0.403	0.100	-0.409
施設の燃料使用	kg-CO2	134,689,323	129,853,321	75,708,829	-43.8%
その他	kg-CO2	28,522	3,432,017	2,181,544	7548.6%
合計	kg-CO2	283,707,958	252,014,468	135,448,931	-52.3%

航空自衛隊温室効果ガス削減計画

	単位	2023年度	2030年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	※	※
代替可能な公用車に占める電動車の割合	%	15	100
LED照明の導入割合	%	28%	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	17	60

※全国の駐屯地・基地等を対象に、自衛隊施設の集約・建替え等、既存施設の更新に係る計画（マスタープラン）を作成し、計画ができたものから順次検討を進める。

○主な削減対策と削減効果

- ① 再生可能エネルギー電力の調達の促進
- ② 公用車燃料・用紙の使用量の削減
- ③ LED照明の導入促進
- ④ 電動車の導入促進
- ⑤ 隊員一人ひとりの環境リテラシーの向上による施策促進
 - ・ 事務所の単位面積当たりの電気及び上水使用量の削減
 - ・ エネルギー供給設備等における燃料使用量の削減
 - ・ 超過勤務の縮減などのCO2削減にもつながる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

- ① 航空幕僚監部総務部総務課基地対策室を主管として、基地等及び関係部署と連携を図り、対策の進捗把握及び実施計画を推進する。
- ② 本実施計画とともに、防衛省における環境保全に係る関係通達等に基づく業務を推進し、総合的な取り組みをもって温室効果ガス排出の削減に努力する。

【地方支分局等】

情報本部温室効果ガス削減計画

	単位	2013年度	2023年度	2030年度	2013年度比較
公用車燃料	kg-CO2	113,124	97,151	79,447	-29.8%
施設の電気使用	kg-CO2	14,791,069	9,226,000	2,524,576	-82.9%
（電気使用量）	kWh	23,945,667	29,904,274	25,245,756	5.4%
（排出係数）	kg-CO2/ kWh	0.618	0.309	0.100	-0.518
施設の燃料使用	kg-CO2	3,571,653	3,037,686	3,249,133	-9.0%
その他	kg-CO2	9,288	6,255	8,863	-4.6%
合計	kg-CO2	18,485,134	12,367,092	5,862,019	-68.3%

情報本部温室効果ガス削減計画

	単位	2023年度	2030年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	※	※
代替可能な公用車に占める電動車の割合	%	26	100
LED照明の導入割合	%	22%	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	41	60

※全国の駐屯地・基地等を対象に、自衛隊施設の集約・建替え等、既存施設の更新に係る計画（マスタープラン）を作成し、計画ができたものから順次検討を進める。

○主な削減対策と削減効果

- ① LED照明の導入
- ② 省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ③ 公用車の効率的運行やエコドライブの徹底
- ④ 次世代自動車の導入
- ⑤ 超過勤務の削減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は、総務部総務課長とし、対策の徹底を図る。
- ② 各通信所の総務所掌課において、電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、総務部総務課長に通知するとともに、職員全員に周知する。
- ③ 総務部総務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加措置を講じるとともに、各部・各通信所にソフト対策の強化を図る。

【地方支分部局等】

防衛監察本部温室効果ガス削減計画

	単位	2013年度	2023年度	2030年度	2013年度比較
公用車燃料	kg-CO2	5,796	3,252	2,842	-51.0%
施設の電気使用	kg-CO2	防衛省防衛省内部部局に含む			
（電気使用量）	kWh				
（排出係数）	kg-CO2/ kWh				
施設の燃料使用	kg-CO2				
その他	kg-CO2				
合計	kg-CO2	5,796	3,252	2,842	-51.0%

防衛監察本部温室効果ガス削減計画

	単位	2023年度	2030年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	防衛省防衛省内部部局に含む	
代替可能な公用車に占める電動車の割合	%	100	100
LED照明の導入割合	%	防衛省防衛省内部部局に含む	
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%		

○主な削減対策と削減効果

- ① 次世代自動車の導入
- ② 公用車の効率的運行やエコドライブの徹底

○推進体制

対策の実施責任者は、総務課長とし、運転手に対し教育を行うとともに、公用車の効率的運行に努め、対策の徹底を図る。

【地方支分部局等】

北海道防衛局温室効果ガス削減計画

	単位	2013年度	2023年度	2030年度	2013年度比較
公用車燃料	kg-CO2	79,048	54,770	30,232	-61.8%
施設の電気使用	kg-CO2	299,110	215,686	31,431	-89.5%
（電気使用量）	kWh	439,868	407,373	314,311	-28.5%
（排出係数）	kg-CO2/ kWh	0.680	0.529	0.100	-0.580
施設の燃料使用	kg-CO2	83,654	126,652	92,370	10.4%
その他	kg-CO2	0	0	0	—
合計	kg-CO2	461,812	397,107	154,033	-66.6%

北海道防衛局温室効果ガス削減計画

	単位	2023年度	2030年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	管理官署等計画	
代替可能な公用車に占める電動車の割合	%	67	100
LED照明の導入割合	%	100%	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	管理官署等計画	

○主な削減対策と削減効果

- ① LED照明の導入
- ② 共用部の照明間引き、昼休み時間の執務室消灯
- ③ 省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ④ 公用車の効率的運行やエコドライブの徹底
- ⑤ 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は、総務部総務課長とし、対策の徹底を図るため、総務部会計課長及び局内関係各課長等に対し指示する。
- ② 総務部会計課長は、毎月、電力・ガス・公用車燃料の使用量を基に、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、各課等に対し協力を呼びかける。

【地方支分局等】

東北防衛局温室効果ガス削減計画

	単位	2013年度	2023年度	2030年度	2013年度比較
公用車燃料	kg-CO2	23,520	13,887	11,040	-53.1%
施設の電気使用	kg-CO2	185,989	133,685	24,945	-86.6%
（電気使用量）	kWh	332,124	287,824	249,445	-24.9%
（排出係数）	kg-CO2/ kWh	0.560	0.464	0.100	-0.460
施設の燃料使用	kg-CO2	48,142	58,617	58,617	21.8%
その他	kg-CO2	0	0	0	—
合計	kg-CO2	257,651	206,190	94,602	-63.3%

東北防衛局温室効果ガス削減計画

	単位	2023年度	2030年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	管理官署等計画	
代替可能な公用車に占める電動車の割合	%	67	100
LED照明の導入割合	%	管理官署等計画	
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%		

○主な削減対策と削減効果

- ① LED照明の導入
- ② 次世代自動車の導入や公共交通機関利用の更なる促進
- ③ 昼休み時間の執務室消灯の徹底
- ④ 公用車の効率的運行やエコドライブの徹底
- ⑤ 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

- ① 総務部会計課において、毎月、電力・ガス・公用車燃料の使用量を基に、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、各課等に対し協力を呼びかける。
- ② 総務部会計課は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、ソフト対策の強化に努める。

【地方支分局等】

北関東防衛局温室効果ガス削減計画

	単位	2013年度	2023年度	2030年度	2013年度比較
公用車燃料	kg-CO2	37,446	22,857	18,549	-50.5%
施設の電気使用	kg-CO2	357,996	603,887	130,000	-63.7%
（電気使用量）	kWh	966,336	1,429,303	1,300,000	34.5%
（排出係数）	kg-CO2/ kWh	0.370	0.423	0.100	-0.270
施設の燃料使用	kg-CO2	507,592	367,092	325,417	-35.9%
その他	kg-CO2	0	0	0	—
合計	kg-CO2	903,034	993,837	473,966	-47.5%

北関東防衛局温室効果ガス削減計画

	単位	2023年度	2030年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	管理官署等計画	
代替可能な公用車に占める電動車の割合	%	50	100
LED照明の導入割合	%	管理官署等計画	
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%		

○主な削減対策と削減効果

- ① 各庁舎における適正な空調の省エネ運転
- ② 共用部の照明間引き、昼休み時間の執務室消灯
- ③ 次世代自動車の導入と公用車台数の見直し
- ④ LED照明の導入
- ⑤ 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務態勢の推進

○推進体制

- ① 削減対策の実施責任者は総務部総務課長とし、その徹底を図るため、局内各課（所）長に対し指示する。
- ② 総務部会計課長、各事務所長及び小笠原出張所長は、毎月、電力・ガス・公用車燃料の使用量を基に、二酸化炭素排出量及び削減目標達成の見込みを把握し、実施責任者に報告するとともに、職員に対する削減対策への協力の呼びかけを行う。
- ③ 実施責任者は、削除目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、局内にソフト対策の強化を指示する。

【地方支分部局等】

南関東防衛局温室効果ガス削減計画

	単位	2013年度	2023年度	2030年度	2013年度比較
公用車燃料	kg-CO2	36,681	19,276	26,634	-27.4%
施設の電気使用	kg-CO2	167,924	207,379	43,820	-73.9%
（電気使用量）	kWh	385,495	442,536	438,199	13.7%
（排出係数）	kg-CO2/ kWh	0.436	0.469	0.100	-0.336
施設の燃料使用	kg-CO2	135,971	7,165	109,295	-19.6%
その他	kg-CO2	0	0	0	—
合計	kg-CO2	340,576	233,820	179,749	-47.2%

南関東防衛局温室効果ガス削減計画

	単位	2023年度	2030年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	管理官署等計画	
代替可能な公用車に占める電動車の割合	%	50	100
LED照明の導入割合	%	管理官署等計画	
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%		

○主な削減対策と削減効果

- ① 公用車の効率的運行やエコドライブの徹底
- ② 庁舎における空調の省エネ運転
- ③ 共用部の照明間引き、昼休み時間の執務室消灯
- ④ 次世代自動車の導入と公用車台数の見直し
- ⑤ 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は、総務部会計課長とし、対策の徹底を図るため、局内関係各課長及び各事務所長に対し指示する。
- ② 総務部会計課長及び各事務所長においては、毎月、電力・ガス・公用車燃料の使用量を基に、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握するとともに、全職員に対し協力を呼びかける。
- ③ 総務部総務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各課所にソフト対策の強化を指示する。

【地方支分局等】

近畿中部防衛局温室効果ガス削減計画

	単位	2013年度	2023年度	2030年度	2013年度比較
公用車燃料	kg-CO2	43,192	31,628	27,203	-37.0%
施設の電気使用	kg-CO2	212,223	296,465	55,734	-73.7%
（電気使用量）	kWh	446,785	640,964	557,343	24.7%
（排出係数）	kg-CO2/ kWh	0.475	0.463	0.100	-0.375
施設の燃料使用	kg-CO2	39,228	4,690	79,385	102.4%
その他	kg-CO2	0	0	0	—
合計	kg-CO2	294,643	332,783	162,322	-44.9%

近畿中部防衛局温室効果ガス削減計画

	単位	2023年度	2030年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	管理官署等計画	
代替可能な公用車に占める電動車の割合	%	52	100
LED照明の導入割合	%	管理官署等計画	
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%		

○主な削減対策と削減効果

- ① 公用車の効率的利用
- ② 次世代自動車の導入
- ③ 冷暖房の適正な温度管理
- ④ 用紙類の使用量の削減
- ⑤ LED照明の導入

○推進体制

- ① 総務部会計課において、毎月、電力・ガス・公用車燃料の使用量を基に、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握する。
- ② 総務部会計課は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各課等にソフト対策の強化に努める。

【地方支分局等】

中国四国防衛局温室効果ガス削減計画

	単位	2013年度	2023年度	2030年度	2013年度比較
公用車燃料	kg-CO2	45,608	20,530	55,169	21.0%
施設の電気使用	kg-CO2	173,589	204,135	34,567	-80.1%
（電気使用量）	kWh	475,123	395,009	345,671	-27.2%
（排出係数）	kg-CO2/ kWh	0.365	0.517	0.100	-0.265
施設の燃料使用	kg-CO2	56,299	47,562	41,931	-25.5%
その他	kg-CO2	0	360	0	—
合計	kg-CO2	275,496	272,587	131,667	-52.2%

中国四国防衛局温室効果ガス削減計画

	単位	2023年度	2030年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	管理官署等計画	
代替可能な公用車に占める電動車の割合	%	60	100
LED照明の導入割合	%	管理官署等計画	
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%		

○主な削減対策と削減効果

- ① 共用部の照明間引き、昼休み時間の執務室消灯LED照明の導入
- ② 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進
- ③ 公用車の効率的運行やエコドライブの徹底
- ④ 各庁舎における空調の省エネ運転
- ⑤ LED照明の導入

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は、総務部会計課長とし、対策の徹底を図るため、局内各課（所）長に対し指示する。
- ② 総務部会計課長においては、毎月、電力・ガス・公用車燃料の使用量を基に、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、総務部総務課長へ報告するとともに、全職員に対し協力を呼びかける。
- ③ 総務部総務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各課（所）長にソフト対策の強化を指示する。

【地方支分局等】

九州防衛局温室効果ガス削減計画

	単位	2013年度	2023年度	2030年度	2013年度比較
公用車燃料	kg-CO2	108,726	49,092	53,561	-50.7%
施設の電気使用	kg-CO2	245,200	34,323	48,467	-80.2%
（電気使用量）	kWh	409,349	622,336	484,671	18.4%
（排出係数）	kg-CO2/ kWh	0.599	0.055	0.100	-0.499
施設の燃料使用	kg-CO2	17,946	90,571	70,704	294.0%
その他	kg-CO2	0	0	0	—
合計	kg-CO2	371,872	173,986	172,732	-53.6%

九州防衛局温室効果ガス削減計画

	単位	2023年度	2030年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	管理官署等計画	
代替可能な公用車に占める電動車の割合	%	43	100
LED照明の導入割合	%	管理官署等計画	
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%		

○主な削減対策と削減効果

- ① LED照明の導入
- ② 公用車の効率的運行やエコドライブの徹底
- ③ 各庁舎における空調の省エネ運転
- ④ 共用部の照明間引き、昼休み時間の執務室消灯
- ⑤ 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務態勢の推進

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は、総務部会計課長とし、対策の徹底を図るため、局内各課長等に対し指示する。
- ② 総務部会計課長においては、毎月、電力・ガス・公用車燃料の使用量を基に、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、総務部総務課長へ報告するとともに、全職員に対し協力を呼びかける。
- ③ 総務部総務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各課等にソフト対策の強化を指示する。

【地方支分局等】

沖縄防衛局温室効果ガス削減計画

	単位	2013年度	2023年度	2030年度	2013年度比較
公用車燃料	kg-CO2	76,300	34,522	84,640	10.9%
施設の電気使用	kg-CO2	843,102	954,414	113,927	-86.5%
（電気使用量）	kWh	1,218,355	1,420,259	1,139,268	-6.5%
（排出係数）	kg-CO2/ kWh	0.692	0.672	0.100	-0.592
施設の燃料使用	kg-CO2	0	0	0	—
その他	kg-CO2	0	0	0	—
合計	kg-CO2	919,402	988,936	198,567	-78.4%

沖縄防衛局温室効果ガス削減計画

	単位	2023年度	2030年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	管理官署等計画	
代替可能な公用車に占める電動車の割合	%	48	100
LED照明の導入割合	%	管理官署等計画	
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%		

○主な削減対策と削減効果

- ① 共用部の照明間引き、昼休み時間の執務室消灯
- ② 公用車の効率的な運行やエコドライブの徹底
- ③ 各庁舎における空調の省エネ運転
- ④ 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進
- ⑤ 次世代自動車の導入と公用車台数の見直し

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は、総務部会計課長とし、対策の徹底を図るため、局内各課長等に対し指示する。
- ② 総務部会計課長においては、毎月、電力・ガス・公用車燃料の使用量を基に、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、総務部総務課長へ報告するとともに、全職員に対し協力を呼びかける。
- ③ 総務部総務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各課等にソフト対策の強化を指示する。

【地方支分部局等】

防衛装備庁温室効果ガス削減計画

	単位	2013年度	2023年度	2030年度	2013年度比較
公用車燃料	kg-CO2	123,890	114,969	103,122	-16.8%
施設の電気使用	kg-CO2	3,460,625	2,955,672	806,417	-76.7%
（電気使用量）	kWh	8,488,597	15,762,512	8,064,167	-5.0%
（排出係数）	kg-CO2/ kWh	0.408	0.188	0.100	-0.308
施設の燃料使用	kg-CO2	949,547	112,435	445,955	-53.0%
その他	kg-CO2	147,635	35,562	66,633	-54.9%
合計	kg-CO2	4,681,697	3,218,639	1,422,127	-69.6%

防衛装備庁温室効果ガス削減計画

	単位	2023年度	2030年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	※	※
代替可能な公用車に占める電動車の割合	%	49	100
LED照明の導入割合	%	38%	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	58	60

※全国の駐屯地・基地等を対象に、自衛隊施設の集約・建替え等、既存施設の更新に係る計画（マスタープラン）を作成し、計画ができたものから順次検討を進める。

○主な削減対策と削減効果

- ① LED照明の導入
- ② 各試験棟における空調の省エネ運転
- ③ 共用部の照明間引き、昼休み時間の執務室消灯
- ④ エネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ⑤ 公用車の効率的運行やエコドライブの徹底
- ⑥ 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は、長官官房会計官とする。
- ② 長官官房会計官付施設管理環境保全班において、毎月、電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、防衛装備庁地球温暖化対策推進・点検グループに報告する。
- ③ 実施責任者は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加及びソフト対策の強化を防衛装備庁地球温暖化対策推進・点検グループに図るものとする。

【地方支分部局等】

その他施設の温室効果ガス削減計画

	単位	2013年度	2023年度	2030年度	2013年度比較
公用車燃料	kg-CO2	154,809	156,015	135,450	-12.5%
施設の電気使用	kg-CO2	68,745,359	56,130,137	9,439,584	-86.3%
（電気使用量）	kWh	115,470,646	122,781,861	94,395,838	-18.3%
（排出係数）	kg-CO2/ kWh	0.595	0.457	0.100	-0.495
施設の燃料使用	kg-CO2	25,932,398	25,146,251	23,013,533	-11.3%
その他	kg-CO2	13,168,525	9,857,752	5,561,510	-57.8%
合計	kg-CO2	108,001,091	91,290,156	38,150,077	-64.7%

その他施設の温室効果ガス削減計画

	単位	2023年度	2030年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	※	※
代替可能な公用車に占める電動車の割合	%	5	100
LED照明の導入割合	%	38%	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	6	60

※全国の駐屯地・基地等を対象に、自衛隊施設の集約・建替え等、既存施設の更新に係る計画（マスタープラン）を作成し、計画ができたものから順次検討を進める。

○主な削減対策と削減効果

【航空自衛隊】

- ① 公用車燃料・用紙の使用量の削減
- ② 事務所の単位面積当たりの電気及び上水使用量の削減
- ③ エネルギー供給設備等における燃料使用量の削減
- ④ 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進
- ⑤ 老朽更新に合わせた次世代自動車、LED照明、省エネ型OA機器等の導入促進

【防衛装備庁】

- ① LED照明の導入
- ② 各試験棟における空調の省エネ運転
- ③ 試験に影響を及ぼさない範囲での照明間引き及び昼休み時間の消灯
- ④ エネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ⑤ 温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料使用の検討

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は、航空幕僚監部総務部総務課基地対策室長及び防衛装備庁長官官房会計官とする。

- ② 航空幕僚監部総務部総務課基地対策室長は、毎年、電気・ガス・燃料等の使用量をもとに、航空自衛隊全体の温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、方面隊等の総務課長等及び基地業務担当部隊等の監理部長等が参加する基地対策会議等においてその状況を周知するとともに、各部隊及び各基地等における削減対策の推進について協力を依頼する。
- ③ 防衛装備庁長官官房会計官付施設管理環境保全班において、毎月、電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、防衛装備庁地球温暖化対策推進・点検グループに報告する。また、防衛装備庁長官官房会計官は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加及びソフト対策の強化を防衛装備庁地球温暖化対策推進・点検グループに図るものとする。